

平成24年9月11日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員 16名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稻	岡	健	太
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳
8番	須	磨	隆	正
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	戸	坂	忠	寸
15番	久	木	拓	栄
16番	山	本	辰	榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝
副	町	長	山	王
教	育	長	穴	田
教	育	次	長	間
総	務	課	長	兼
企	画	財	政	課
情	報	推	進	課
税	務	課	長	

山	王	竹	夫
穴	田		實
間	嶋	正	剛
寺	尾	隆	之
新	田	辰	巳
飯	田	幸	雄
土	田	善	博

住 民 課 長	谷 場 可 一
子育て支援課長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	酢 谷 豊 一
建 設 課 長	細 川 一 元
上下水道課長	安 田 朗
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	堤 谷 一 博
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	坂 本 英 人
議会事務局次長	村 井 直

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 議案第57号ないし第70号、及び認定第1号ないし第12号、並びに町政一般(質疑、質問)
- 日程第2 町長提出 議案第57号ないし第70号(委員会付託)
- 日程第3 決算特別委員会の設置及び委員の選任、並びに町長提出 認定第1号ないし第12号(委員会付託)

(開 議)

櫻井 俊一議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

-
- 日程第1 町長提出 議案第57号ないし第70号、及び認定第1号ないし第12号、並びに町政一般(質疑、質問)

櫻井 俊一議長 日程に入り、町長から提出のありました、議案第57号ないし第70号、及び認定第1号ないし第12号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁も含め、概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

1番 福田 晃悦 君。

福田 晃悦議員 はい、議長。

おはようございます。1番、福田 晃悦でございます。

9月に入り、まだまだ残暑が続きますが、秋祭りや稲刈りといった光景が季節の足音を徐々に感じさせる今日この頃であります。

さて、9月で思い出されるものとして、さまざまなキーワードが出てくると思いますが、小泉町長は、なんといっても来年9月の町長選挙が一番に出てくるのではないかと手前勝手ではありますが思っております。町長の今後の意欲については、近い将来になりますか、近いうちになるかは決め兼ねておりますが、ご質問させていただく機会もあろうかと思っておりますので、その時がきましたら、よろしく願いいたします。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。本日は通告に従い、3点質問いたします。

最初に、志賀原子力発電所の運転停止に伴う地域経済への影響についてお尋ねします。

ご存知のとおり、今、原子力発電所が稼働しているのは全国でも、本年7月に政府に決定された大飯原子力発電所3、4号機のみであります。本町の志賀原子力発電所については、1号機は平成23年2月28日にポンプ部品の不具合で運転を停止、2号機は東日本大震災当日の3月11日から定期点検で運転を中止しており、現在は2号機とも運転の目途が立っておりません。13か月に1回行われている定期検査についても、1号機は本年3月、2号機は昨年7月に終了しており、現在は安全対策が主となっているのが現状で

す。

本年、7月31日に開かれました、県議会商工労働公安委員会では、志賀原子力発電所停止の地域経済に与える影響として、停止中であっても北陸電力と協力会社従業員は約1,000名が地元で生活しておりますが、定期点検中は、さらに1,400名が3か月、長くては半年間生活し、地元民宿をはじめ、飲食店などにおいてはより多くの需要を生んでいるとの説明もありました。

このような中で他県ではありますが、本年度、当議会原特委員会で視察しました川内原発が立地します鹿児島県薩摩川内市では、本年8月7日、川内原発1、2号機の運転停止に伴う地域経済への影響を各事業所に聞いたアンケート調査の結果を公表しました。「影響があった」と答えたのは38.7パーセントで、ホテル業、飲食、卸・小売、サービス、運輸業などで打撃が出ていることが分かりました。アンケート調査を踏まえ、市は宿泊者増加に向けイベントの主催者に助成金を出すなど5つの緊急安全対策を実施し、事業費約4,000万円を盛り込んだ補正予算案を本年9月議会に提案することです。

また、食費と宿泊費以外にも作業の方が通勤に使うバス、タクシー、そしてクリーニングなど、生活に関連する分野をも見ていきますと、もっと大きい損失額、減少額が見込まれると思われれます。このほか、いわゆるレジャーであったり、嗜好品であったり、その他の飲食、そういうものも含めると相当大きい額が減少するものと予測されます。

志賀原子力発電所の再稼働については、本年7月に浮上しました活断層問題も関係し、現在のところは見通しすら立っておりません。仮に、将来発電所が稼働したとしても、定期検査作業が実施されるのは運転開始から13か月後ということでありますから、各事業者の影響は、約1年以上たたないとその効果が出ないということであります。

このように、志賀原子力発電所の運転停止に伴い、定期検査の作業相当分が当分見込まれないことから、町内各事業者の資金繰りをはじめ、倒産、廃業などの地元の経済情勢は大変厳しくなる事は予想され、このような状況にどう対応していくかについては、本町商工団体をはじめ、町が一体となっ

て取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、次の点についてお尋ねします。

まず、地元経済に対する認識であります。志賀原子力発電所の停止に伴う地元の経済情勢について、本町ではどのように認識されているのかお尋ねします。

次に、本町の現在及び今後の対応であります。

経済情勢が厳しい地元に対して、経済救済を本町独自で講じ、加えて国に支援を強く求めていくべきと考えますが町長のお考えをお示してください。

次の質問に移ります。活断層問題についてお尋ねします。

本年7月17日、経済産業省原子力安全・保安院の専門家会議において、志賀原発1号機直下にある「S-1断層」が、比較的新しい時代に動いた可能性を取り沙汰され、断層が断層か活断層かどうかを調べるように求める意見が出ました。

「S-1断層」は、北陸電力は1987年、1号機の設置許可を申請した際には「活断層ではない」と評価し、1997年、2号機の申請時も「活動性はない」とし、国はいずれの審査でも活断層であるとは判断しておりませんでした。しかし、保安院をはじめ原子力に関わる国の機関は、原発の重大事故を想定して備えてきたとは言い難く、それは、原発の地元が抱える不安や苦悩に思いが至らなかったからではないでしょうか。

本年7月26日、県並びに本町が行った保安院に対する要請の場で、能登に原子力発電所をつくる構想が出てから今日までの半世紀に及ぶ歴史に触れました。原子力発電所は一朝一夕にできるものではありません。当時、本町では原発建設をめぐる、地域を二分する激しい対立があり、そうした紆余曲折を経て国は志賀原発の安全性を審査、建設を認めました。

設置許可から24年経った今になって活断層の疑いが急浮上する展開に、地元が困惑するのは当然であります。保安院が志賀原発の下に活断層がある可能性を唐突に指摘し、地元の説明もないまま北陸電力に再調査を指示したのも、蚊帳の外に置かれる住民や自治体の困惑を想像できなかったのでしょうか。「当時の国策で汗と涙、そして今の国策で汗と涙」、当時を知る人から、聞いた言葉です。なぜ今、断層に対する見方が大きく変わったのか。国が安

全と認めていた志賀原発の設置許可を覆すような指摘は、どのような経緯で出てきたのか。

7月26日の要請で、保安院長から事前の説明不足の陳謝があったと聞いておりますが、保安院の解体とともに発足する原子力規制委員会と規制庁に対し、自らがここ志賀町に足を運んで、これまでの経緯と理由を明確に、地元、町民に対して説明することは勿論、当町での過去の原発立地における歴史を踏みにじる様な一連の騒動に対するお詫びを、国に求めていくべきと考えますが、町長のお考えをお示してください。

最後の質問に移ります。いじめ問題についてであります。

どれほど深い絶望だったのでしょうか。大津市の中2男子の自殺問題が、押しつぶされていたかのような教室の叫びをあぶり出していたかのように、いじめによる痛ましい事件が毎日のように報道されて後を絶ちません。

自殺の練習をさせられていたことや、いじめを教師に訴えても見て見ぬふりをさせられていたことなど、明るみに出てくる事実は、どれもこれもあまりに残酷で、今、この瞬間にいじめに苦しみ、悩んでいる子どもたちも少なくはないはずです。

我が石川県では、県内のいじめの認知件数は昨年度1,176件で、前年度より111件減少したとありますが、いじめの問題は認知件数の多寡ではなく、いじめにあっている子供一人ひとりの問題であり、この数字の背後にも、相当数のいじめが潜んでいるということを前提で考えるべきであります。

9月に入り2学期がスタートしました。大津市での中2学生が自殺した事件をきっかけに、いじめ問題への社会的な関心が集まっており、人ごとのように対応に終始した大津市教育委員会に対する社会的な憤りもあって、今回、全国の教育関係者の対応は非常に早かったと思えます。文部科学省は、児童生徒が自殺した場合の背景調査を支援する対策室を設け、全国の教育委員会に実態把握の緊急調査を通知しました。国がしっかり対応する姿勢を示すことは、大人からの「放っておかない。君を助ける。」とのメッセージにもなります。いじめの被害者は孤立し、絶望感で一杯になる。でも一人じゃない、仲間はいると知らせれば救われる。そんなエピソードがあります。

2007年のカナダでの出来事。ピンク色のシャツを着て登校した中学男

子がいじめに遭いました。それを見た上級生2人が、すぐにピンク色のシャツを50枚購入し、「明日、校門で配るからみんなで着て来よう。」とメールや掲示板で呼びかけました。翌朝、50人をはるかに超す学生がピンクの服で登校しました。学校中がピンクの色に染まり、いじめは消えました。この話はカナダ全土に広まり、毎年2月の最終水曜日は「ピンクシャツデー」の名で定着し、さらに全米を中心に世界の学校や職場に拡大しました。

県内では、各市町教育委員会がいじめの対策に力を入れ、いじめの早期発見、早期対応を学校に要請しました。いじめ問題は、以前から指摘されていることであり、教育現場もそれを心得ていると思いますが、それでも見過ごしている部分はゼロではなく、教師は児童生徒にしっかりと寄り添って異変を見つけていくべきと考えます。ただ、いじめに強い関心が集まる中で、教育現場から文科省まで関係機関が一斉に対策に動いておりますが、時が過ぎれば、また熱が冷めるという展開も懸念されます。一過性ではなく、息の長い取り組みが求められております。

「いじめはどこでも起こりうる。」その認識を自治体を含む社会全体が共有し、「いじめは許されぬ。」というメッセージを児童・保護者はもちろん、地域全体に発信することがすべてのスタートではないかと考えますが、本町における、いじめの現状と今後の対策をお尋ねします。

以上で私の質問を終わります。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 福田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「志賀原子力発電所の運転停止に伴う地元経済への影響について」であります。定期点検時の補修工事や作業員が減少していることなどから、物資の受注、民宿などの宿泊者や飲食店利用者の減少など、地元経済に少なからず影響があるものと考えております。

町独自の対策についてであります。新たな試みとして、スポーツイベントによる誘客に取り組み、8月に「志賀町アンダーフォーティーン・サッカーフェスティバル」を誘致しました。その際、町外から来町した選手及び関係者、延べ218名が町内の宿泊施設を利用しております。さらに、本年11月には、同様の大会の開催が決定をしております。また、先般本町で医

療・医学の学会が開催され、全国から100名を超える関係者が来町もされました。こうしたことによる経済効果は限定的ではありますが、今後ともこのような各種イベントの誘致・開催などによる誘客促進を図ることで、少しでも地域経済の支援の一助としていきたいと考えております。

いずれに致しましても、志賀原子力発電所の運転停止による町の経済に及ぼす様々な影響を懸念しており、今後とも石川県や全国原子力発電所所在市町村協議会などを通じて、地元経済や雇用に対する支援を強く国に要望していきたいと考えております。

次に、「活断層について」であります。

志賀原子力発電所直下にある「S-1断層」については、1号機、2号機の建設時にそれぞれ国による審査がなされ、安全であるとされたものであり、今般、これに疑義が生じたことは、国の審査に対する信頼を著しく損なうものであり、極めて遺憾であります。

提案理由説明の折りにも申し上げましたが、7月26日、石川県の竹中副知事と本町の山王副町長が原子力安全・保安院を訪ね、国の審査に対して二度と疑念が抱かれることがないように、厳格な審査を行い、その審査の結果と経緯について、地元住民のみならず国民の理解を得られるよう、国としてしっかりと説明を行うとともに、現在行っている安全審査が、今後設置される原子力規制委員会に確実に引き継ぐことを要請しました。

原子力安全・保安院からは、誠意をもって対応をしていきたいとの返事をいただいておりますので、今後は、原子力規制委員会の動向に注視していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、「いじめの現状認識と今後の対策について」のご質問については、教育長に答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

櫻井 俊一議長 穴田教育長。

穴田 實教育長 はい、議長。

福田議員の滋賀県大津市をはじめ、全国で発生し社会問題化しております「いじめ問題」の本町での現状と今後の取り組みについてお答えをいたします。

議員が感じられましたように、14歳の希望に満ちているはずの少年が、深い絶望の淵に立ち、自らの命を絶ってしまう状況を考えるとき、大人としての責任を痛感し、特に教育に携わる私たちの責任は重大であります。私たちがまず、最優先すべきは「命の尊さ、命の大切さ」を確保することです。

大津市の問題を受け、本町ではこのような観点から、夏休み前に町内の小中学校の全児童・全生徒を対象に、いじめ問題のアンケート調査を実施し、現状把握を行いました。本年度一学期時点での各校よりの調査報告は、次のようになっております。

町内の小中学校合わせ、いじめの認知件数は13件でございました。その内容としましては、物を隠される、悪口を言われる、仲間はずれ等でございます。その内、解消したと判定されたものが9件、解消に向けて取り組み中であるものが4件となっております。なお、解消と判定した件につきましても、再発の兆候がないかどうかは、継続して注意深く見守っております。

現在、本町におきましては、データ上では重大事故につながるような事例はございませんが、私は「いじめは必ず起きる」を前提に、「どう対応し歯止めをかけるか」が重要と考えております。教職員に対しては、アンケート調査結果のみにとらわれることなく、日々刻々変化するいじめの兆候であるサインをできるだけ早く察知し、摘みとるように指導をいたしております。

早期発見・早期対応と言われますが、教育委員会としては、現場の教師が一人ひとりの子どもをよく見つめ、小さな変化も見逃さないという感覚と意識を持つことが最重要と考え、必要な研修を実施しております。

また、担任の教諭のみに任せることなく、学校全体で問題を共有し、学校全体で支える体制、いじめを許さない体制づくりも重要であります。現在は、各学校で作成された「いじめ対応マニュアル」で対応いたしておりますが、各学校の実状に合わせ、校内の指導体制の充実、教育相談体制の充実の観点から、新たな事例に応じて、適宜マニュアルを改定し、校内研修会の実施による情報の共有などで、いじめ対策の充実を図ってまいり

ます。

さらに、中学校、高浜小学校に配置しております「スクールカウンセラー」、「ハートフル相談員」など、相談室体制の充実を図るとともに、学校内だけでいじめの解決を図るのではなく、現在、文部科学省で設置が進められております「いじめ問題支援チーム」や県の「専門家チーム」など、必要に応じ、外部の関係諸機関と連携を図りながら、かけがえのない子ども達の生命を最優先で守る体制づくりを進め、継続してまいります。

以上、このような対策を早急に進め、いじめを見逃さず、子ども達一人ひとりが自立し、共生する、元気な学校づくりに努めてまいりたいという所存でございます。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

櫻井 俊一議長 3番 南 正紀 君。

南 正紀議員 はい、議長。

おはようございます。3番、南 正紀です。

今回も、この場で質問させていただく機会を与えてくださった町民の皆様
に感謝を申し上げ通告に従い2点お聞きをいたします。

まず最初に、当町におけるいじめ問題についてお聞きをいたします。

大津市の中学校で発生したいじめ問題は、日本全国を震撼させ、以降いじめ問題は大きく論じられることになったとともに、次々と新たな問題の発生が報道されています。これまで教育現場任せであったいじめ対策に、今後は国が主体的に関与するべく、来年度予算の概算要求を大幅に増額したとの報道もありましたが、過去にもいじめによる痛ましい事件はたびたび発生しており遅きに失した感もあります。

しかしながら、今後このような事件が二度と起こらないような取り組みを行なう意識が全国的に芽生えているようで、県内各地の9月定例会でも多くの議員の皆様が一般質問を行なっているようです。

当町におきましても、今まさに福田議員が質問をされましたが、私自身中学生、小学生の子を持つ親であり、以前からいじめについては多くの保護者の皆様から意見や情報を頂いておりました。町の宝である子供たちの中でいじめが発生すれば、それは看過できるものではありませんので重複をいたし

ますが質問をさせていただきます。

いじめについては、受け取る側の感覚に個人差があるという理由で、あまり過激でない行為は「いたずら」や「悪ふざけ」といった範疇に取られ、特段の対策や指導が行なわれないこともあるようです。もともと「いじめ」と「いたずら、悪ふざけ」の区別は非常に微妙である上に、本人からのSOSがなければそのまま見過ごされてしまうでしょう。

いじめの定義については、十分ご承知の通り「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と文部科学省が位置づけており、あくまでもいじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することとあります。つまり、周囲からは単なる悪ふざけと見えることでも、本人が真に嫌がり苦痛を感じやめて欲しいと訴えても執拗に続く行為は明らかにいじめと言えるでしょう。実際にある学校の先生といじめについてお話をさせていただいた際に、先生も同じ認識をお持ちでした。

このように一見いじめとは思われない行為を教育者側にばれないように行なえば発見することは困難であることから、現在認識されているいじめは氷山の一角とも言えます。

(久木 拓栄議員 退席 午前10時25分)

文部科学省が、国公立私立の小学校から高校までを対象にして実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成22年度に全国で発見されたいじめについて、学級担任が発見したものは全体の19.8パーセント、アンケート調査など学校の取り組みで発見されたものが26.3パーセント、本人及びその保護者からの訴えが39.6パーセント、その他外部からの情報によるものが8.7パーセントであったそうです。この結果からも分かるとおり、教師単独でいじめを発見することは困難であり、学校と地域が一体となっていじめを発見する対策を講じること、そして何より本人が恥ずかしがったり怖がったりせずにいじめられている事実を訴えたり相談することの重要性が伺えます。

しかしながら、残念なことにこれらいじめが確認された児童生徒のうち7.9パーセントが誰にも相談をしておりませんでした。まわりからの働き

かけがなければいじめの事実は発覚しなかったこととなります。いじめについての報道で学校側は決まって「いじめの事実は把握していなかった」、「いじめはなかった」と述べています。大津市の事件のように、いじめを認識しながら放置していたり、事件発生後も隠蔽を続ける在りようは論外として、怖がらずにいじめられていることを申告したり、勇気を持っていじめられている子がいることを報告できる環境が早期に確立されることを切に望みます。

国立教育政策研究所の取り纏めにおいても、問題が起きてから対応するという考え方から、問題が起きにくい学校風土を作る、問題を回避できる児童生徒に育てる、等の予防的な考え方へと軸足を移すことを求めています。ただ、未然防止に取り組む際は、現場で危機感が実感しにくい点と未だ起きていない事象についての取り組みは成果が実感しにくいことを指摘しており、このことがいじめ対策の継続性の障害になっているようです。

さて、平成22年度県内で発見されたいじめは1,304件であり児童生徒1,000人当たりに換算すると9.8件となり、全国平均の1,000人当たり5.5件を大きく上回り残念ながら上位に位置しています。

我が志賀町の学校においても、いじめの噂は後を絶ちません。私も明らかにいじめと認められるケースや、あと一步エスカレートすればいじめに繋がる兆候を何件か聞いております。当町においても勿論アンケート調査や個人面談等入念な対策を実施していることは承知しておりますが、それらの調査結果がどのように活用され、それによってどのように児童生徒に安心感を与えているかなどの効果が保護者側に明確に伝わっていないように思われます。

是非、当町の学校においては、いじめが発生しないシステムが構築されています、仮に発生したとしても即刻解決できる手腕を有しています、と明言できる体制の早期確立を望むところですが、現在のいじめの実態、これまでの取り組みとその結果、今後の計画等の詳細な説明をお願いするとともに、今後保護者に安心感を与える広報活動の実施をお願いいたしたく、併せてお聞きいたします。

(久木 拓栄議員 着席 午前10時28分)

続いて、旧志賀地区における小学校の統合問題についてお聞きいたします。

統合小学校につきましては、高浜地区の異臭問題が解決できる見通しと合せ平成28年度の開校が決定、地質調査に着手する運びとなりました。小泉町政が着々と大きな実績を積み重ねていくことに心から敬意を表します。今後は町の財政的な問題もさることながら、何より子供たちの教育環境の向上を第一に計画を進めていただきたいと思います。

小学校統合により発生するであろう弊害につきましては、十分分析し対策を計画していることと存じます。しかしながら、保護者の皆様は数々の不安を抱えていることと思われ、いざ開校間近となれば児童も大きな不安を感じることでしょう。全国各地の事例を見ても、児童の約4割、保護者の5割から6割が不安を感じており、概ね同じ傾向があるようです。特に通学が遠くなることについての不安は大きく、中学校のスクールバスと連携して運行するなど最良のルートを早期に公表し、保護者の理解を求めべきと考えます。また、児童数が大幅に増えることに伴い児童に目が行き届きにくくなるのではないか、クラス全体がざわつき落ち着きがなくなるといった弊害も懸念されているようです。

更に特筆すべきは、多くの児童、保護者が統合後の人間関係の変化に対する不安や新たないじめが発生するのではとの懸念を抱いております。いじめの発生は中学校1年をピークに増え続け以降減少していくというデータがあります。中学校1年生での発生は突出しており、これは年齢的な問題もさることながら小学校と大幅に変わった環境が大きな要因となっていると考えられます。

小学校の統合により、これと同じ環境が生ずるわけですから不安が生じることは至極当然のことと思われ、実際に統合後に子供同士の衝突など人間関係に問題が生じた事例も多く発生しているようで、大きな課題となることは言うまでもありません。これら以外にも統合に際しては様々な不安が発生しており、これらをいかに解消しスムーズに開校させるかは腕の見せ所でもあります。

また、既存の小学校にはそれぞれ素晴らしい個性があることと思います。しかし、その個性が統合後意見集約の障害となったり、環境変化の要因になることは十分考えられ、統合前に各小学校同士の交流会を積極的に開催する

ことでスムーズな移行につなげることも必要かもしれません。

全国的に見て小学校を統合してよかったと判断している保護者は6割から7割程度であるようですが、そこに至るまでにはいくつもの不安が存在していました。当町においては、このような問題点をどのように集約し解決周知していくのか、その施策についての説明をお願いいたします。

加えてもう一点お聞きいたします。

児童数の少ない小学校を統合することで期待できる効果に、児童の間に新たなライバル関係ができ、競争心が向上することは言うまでもありません。それ以外にも交友関係が広がる、学校行事が活性化する等多くのメリットがあります。反面、増えた児童の中に持っている個性が埋没してしまう、自己表現や発言の機会が著しく減ってしまうといったデメリットも生じてきます。また、新たに入学する児童にとっては、中学校に進学しても同級生の構成は変わらず、9年間同じ競争相手と過ごすこととなり、いつのまにか私の順位はいつもこの辺りであるといった感を持つ児童も出てくるようです。

勿論、保護者が最大限問題解決に当たるべきではありますが、学校としても統合後に発生するであろう心理的な問題の解決、児童のモチベーションを保つための施策が求められているものであり、その詳細をお聞かせください。

以上、教育長答弁のほどよろしくをお願いいたします。

櫻井 俊一議長 穴田教育長。

穴田 實教育長 はい、議長。

南正紀議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町内の学校におけるいじめ問題についてでございます。

現在のいじめの実態につきましては、福田議員の答弁でもお答えをいたしました。本年度一学期末時点での調査報告で、町内の小中学校合わせ、いじめの認知件数は小学校8件、中学校5件の13件でございました。

内容としましては、物を隠される、悪口、仲間はずれ等でございます。また、中学校では、からかいや脅し等、言葉が原因となっているものが多いようにデータがございます。そのうち、13件のうち解消したと判定したものが小学校で6件、中学校3件の9件でございます。解消に向けて取組中のものが小学校、中学校それぞれ2件の計4件となっております。

次に、これまでの取り組みについて説明をいたします。

各学校におきましては、いじめの早期発見・早期対応のための「いじめアンケート」を定期的実施をいたしております。加えて、学校によりまして目安箱などを設け、情報収集に努めているケースもございます。

ご質問の「アンケート調査の活用」につきまして、その内容を受けまして、個々について検討をし、緊急度に応じて学級担任などが中心となって、必要に応じて個別面談での聞き取りを実施して生徒理解を図り、早期発見・早期対応に努めております。

さらに、情報を生徒指導担当や養護教諭、学年主任と共有することにより、学年全部さらに学校全体としての問題として取り上げ、指導につなげていく体制もとっております。昨年度より志賀町小学校中学校連携事業としまして、いじめ問題の未然防止対策にも取り組んでおります。グループカウンセリングの第一人者といわれている外部講師による志賀中学校での1年生対象のワークショップと教職員の研修会を実施いたしました。

今後の計画といたしましては、今年度よりこの研修を町内全校の教職員に広げて実施し、教職員の対応力の向上に努めてまいります。

次に、保護者への広報活動でございますが、保護者への情報提供につきましては、学校としての考え方や対応方針、また、アンケート結果などは、学校報での告知、PTA役員会、地区懇談会、また、学校評議員会などでの説明等を通じてお伝えをしております。

なお、個々の事案につきましては、対応について特段の配慮が必要でございますので、慎重に対応させて頂きたいと考えておりますが、このような場合でも、新聞報道等で世間のご批判を受けているような隠ぺいをする事なく、積極的に考え方や方針の説明をするように進めてまいります。

いじめ問題は、個々の事案により対応のあり方が違ってきますが、保護者と学校の密接な連携が不可欠であります。日頃から学校が情報提供に努め、保護者との意思疎通を図り、信頼関係の構築に努めます。また、教育委員会といたしましても一層の危機意識をもって指導に当たり、生命の尊重を最優先に、より良い学校運営に向かって取り組んでまいります。

次に、小学校の統合問題についてのご質問にお答えをいたします。

志賀地域には、現在726人の児童が7校の小学校に通学をいたしておりますが、このうち2校で、複式学級が生じております。1クラスあたりの平均人数は、高浜小学校を除きますと約11人です。これらの小学校が統合されることにより、1学年あたりで、3学級から4学級ずつ編制されることとなります。

南議員ご指摘のとおり、統合により児童や保護者の皆様には、環境の変化のみならず、多くの子どもたちの中で個性が埋もれてしまうのではないかと、長所が目立たなくなるのではないかとといった数々の不安があることと思います。

しかしながら、多感な時期の人間関係のあり方として、より多くの個性との関わり合いが成長の過程において、とりわけ重要であると考えます。統合以降に1年生となる児童は、最大9年間の同級生と共に学び合うこととなりますが、学年が進級するごとにクラス替えが行われます。子どもたちは、新たな友人との出会いや再会により、お互いの個性を尊重し影響を受け合い、多様な価値観や個性の中から自分自身を見つめ直し成長していくことと思います。

進級・進学ごとに行われるクラス替えでは、学力や性別のほか、友人関係やいじめ等の諸事情を考慮し学級編制を行っておりますが、この点については、今後さらに重要視してまいります。

また本町では、すでに小中連携の取り組みや小学校間での連携も始めておりますが、今後は、統合に向け幅広い友好関係を築けるよう、さらに強化していきたいと考えております。

現在行われている事例といたしましては、下甘田小学校と加茂小学校の合同遠足や、土田小学校と上熊野小学校の卓球交流などがございます。友人関係を築く上で大きな成果となっている取り組みもございます。統合に向け、児童の不安を解消すべく、こうした小学校間の交流を増やすことで、コミュニケーション能力の向上が図られ、子どもたちのメンタル面での強化にもつながることと思います。また、富来小学校の統合時においても、同様の取り組みによる効果を確認をいたしております。

統合に関し、開校前の保護者や児童の不安解消策として、アンケート調

査を実施し、分析結果を学校報やホームページ等でお知らせするなどの広報活動を検討をいたします。

また、ご質問のとおり、通学環境での変化は、心配されることと思います。スクールバスの運行ひとつとっても、ち密な検討が求められてまいります。このような運営方針等については、検討するための委員会組織も準備しているところでございます。

いずれにいたしましても、保護者や児童への不安を与えないような学校づくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げ、南正紀議員の「小学校の統合問題」についての答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

櫻井 俊一議長 3番 南 正紀 君。

南 正紀議員 はい、議長。

いじめ問題についてのアンケート調査について、少しお聞かせいただきたい部分が1つございまして、以前どなたかから聞いたんですけれど、校内でこういうことがありました、ということについてのアンケート調査を行ったと。そのことについて事が解決したのか、どういう方向に向けて解決、努力をしているのかということが知らされていない。児童も保護者もわかっていない。ということ聞いたことがございます。

問題が起きた事実だけを、児童生徒が知って、それが解決したということ知らされていないとすれば、不安が解消されたことにはならないかとも思います。そのようなことをちょっと伝え聞いたことがございますので、そのへんについてご存じであればご答弁をお願いいたします。

櫻井 俊一議長 穴田教育長。

穴田 實教育長 はい、議長。

南正紀議員の再質問にお答えをいたします。

確かにご指摘のように、問題の提起をされて、その対応、実施はこれは必ずしておりますけれども、そのアフターケアと言うんですか、アフターフォローについてはですね、先ほどもご報告申し上げましたように、継続してフォローが必要なものはしているんですけれど、そのあたりのところの報告が一部十分になされていなかったケースというふうに捉えます。

今後は、そう言ったことも含めてですね、少し微妙な点もございませけれども、出来るだけそう言ったものをきちんと解消されたとかですね、その結果も含めて適切な方向でご報告を申し上げるように検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

櫻井 俊一議長 5番 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 はい、議長。

みなさんおはようございます。通告に従い質問をいたします。

まず第1点目に、「耕作放棄地の問題について」伺いたいと思います。

2009年度農林水産省の推計によりますと、日本に年間約9,100万トンの農水産物が内外から供給されるが、そのうち約2割の1,900万トンが外食産業やコンビニ、家庭などで廃棄されている。しかも食べられるものが500万から900万トンも廃棄されると言います。

また、今年は米国などの干ばつで穀物価格が高騰し、食糧インフレの世界的な広がりが心配されています。要因は天候だけではなく、アメリカのトウモロコシが4割も食糧としてではなく、バイオ燃料の原料として供給されることや、投機マネーが穀物市場に流れ込み価格をつり上げている点も指摘されています。

一方、我が国の食料自給率は2年連続で40パーセントを割り込んでいます。東日本大震災の影響で、三陸沖の魚介類の水揚げが大きく落ち込んでいることも響いています。日々の食料を輸入に頼れば頼るほど、異常気象などにより国際的な穀物高騰や供給量不足のリスクを抱えることとなります。

また、農業も高齢化が進み、大量リタイア期を迎える時期に来ていると言われております。すでに担い手不足の問題は指摘され、集団営農や農地の集積が進んでいるとはいえ、耕作放棄地の増加も今後ますます増えることも避けられず、となれば自給率の向上はおろか、農地のもつ多面的な機能も失われ、町にとっても大変大きな影響を後から及ぼしてきます。

耕作放棄地を減らして優良農地を守っていくことは喫緊の課題です。折しも志賀町農協も、農作業の委託等の事業を進めようとしています。町としても、5年後、10年後の農業をどうしていくのか。関係各機関と密接に

協議をし、農地を守るだけではなく、新しい分野を切り開くことも含めて事を進める時期に来ていると思いますが、町の考えを伺いたいと思います。

2番目に、「イノシシ対策について」であります。

以前にも取り上げましたが、この8月に町内で稲の被害がまた確認されました。檻や罟ではあまり効果が期待できない現状もあるようです。担当課としてもいろいろ努力されておりますが、被害の少ない間にきちんとした対策が求められます。

七尾市のある地区では、電気柵を施したところ翌年から出なくなったという報告も聞いています。有効な対策を求めたいと思います。また、有効な対策を立てるには、イノシシの生態を知る必要があるとも言われています。イノシシが人を怖がらない間に、総合的な対策が求められています。

3番目に、「原発防災訓練と防災計画について」であります。

6月の防災訓練についての様々な問題点等につきましては、町民からの意見等は既に新聞等で紹介されているため、その指摘事項等は考慮して、今後の防災計画に反映させていくことと思います。

そこで私の質問は、町長が考えている防災訓練と比較して、今回の防災訓練の内容は評価できるものであったのか。また、訓練のための訓練の域を出ていたのか。まずお尋ねします。

また、7月には防災訓練についての石川県のまとめの会議と言いますか、課題検討会と言った会議があったようです。そこで、町の担当課より「長期避難生活を想定し、行政機能を別の場所に移す訓練」もと、県に要望しています。これはもっともな要望だと理解しますが、それでは、この要望は担当課で検討した町の要望だったのか。或いはまた、長期避難とはどのくらいの期間を予測したのか。

さらに、当時、年内にも来るであろう原発再稼働是非の判断に長期避難のリスクを冒してまでも、再稼働を決断するつもりでいたのか。町長の見解を聞きたいと思います。長期避難生活の想定については、町民に説明する機会も必要ですが、そこまで、考えての県への要望だったのでしょうか。

私は、6月の防災訓練で一番気になったことは、訓練後の知事の発言です。「絶対的な防災対策ができないと原発を稼働させないとなると、未来永劫、

稼働は無理」と新聞に答えています。この発言は、6月当時、原発再稼働の判断にあたっては、原発防災対策は不十分でも見切り発車をしていこうと受け取れます。野田首相の大飯原発再稼働時の言葉を受けての発言かと思いますが、原発立地の地元に見れば、とんでもない発言です。志賀町全域が事故の状況によっては、長期にわたって避難生活を強いられる訳ですから、不十分な防災計画でいいはずがありません。

原発防災に関しては、国による法体系の違いもありますが、アメリカにおいては、「アメリカでは防災計画は州・地方当局によるサイト外のもの、それと整合性を持つ電力会社のサイト内外のものが策定され、これがともに実行性のあるものと認められない限り、原子力発電所の運転ができない。」とあります。この決まりで、アメリカのショーラム原発は、防止計画を自治体が作成しなかったために、稼働することなく廃炉になっています。

法体系が違うとはいえ、原発防災は原発稼働においては重要な位置を占めているのであり、不十分なままや見切り発車は許されるものではなく、町民も不十分なままでいいとは誰も思っていないはずです。原発は万が一の事態が絶対許されないことは、福島原発事故が証明しています。万全な防災対策の策定が求められますが、町長の考えを伺いたいと思います。

4番目に、「福島の実状を確認する」ことについて伺いたいと思います。

7月28日に、昨年より開催地となっている原水禁福島大会に参加し、翌29日は朝より、福島市から川俣町を経て飯舘村と南相馬市を現地視察してきました。昨年8月のいわき市、11月の委員会での宮城県の各地や、南相馬市視察と合わせて3回目の現地視察でした。行った場所はそれぞれ違いますが、福島の実状をかなり理解することができました。

今回は、案内された方が、飯舘村より避難者された方だったので、地域の細かい点まで聴けたのは幸いでした。また、南相馬市はちょうど相馬の馬追い祭りの日であり、勇壮な祭りが壮大に行われていました。普段は避難されている人も、祭りで相当戻ってきているようだとおっしゃっていました。視察のバスに乗る時に参加者46名全員に放射能探知機が渡されましたが、既にバスの中では警報の音が鳴り止まない状況でした。福島県内では、現在レントゲン室・放射線管理区域内で生活しているのと同じ状況にあると報告した人が

いましたが、そのことを実感しました。レントゲン室は子供の立ち入り制限や、室内で飲食をしてはいけないこととして法律に明記されています。

昨年12月、野田首相は「原発事故収束宣言」を出しましたが、実際には、まだ16万人の県民が高い放射能を避けて避難しているか、あるいは、避難を余儀なくされているのが現状です。

視察のバスが、飯舘村に差しかかってくると、作付けが制限されている耕作できない田んぼが限りなく広がっていました。田んぼの草は伸び放題で、時折見える民家も人の気配は全くなく、居住制限区域の厳しい現実を垣間見せてくれました。居住制限区域内にある飯舘村飯樋小学校の校庭に降り立ち、放射線を測定すると、福島市内の3倍もの数値を示していました。校庭も、運動場も草は伸び放題でした。小高い丘にある学校から見渡せる飯舘村の農村風景は、「までいな村」として村作りをしてきたこの間の苦労を、福島原発事故がすべてを一瞬のうちに奪ってしまったと言えるでしょう。

今回の視察は、津波の跡地より、原発事故による放射能の影響で避難を余儀なくされている地区を多く訪ねて、認識を新たにしました次第です。

そこで、町長にお尋ねします。町長も機会を作って、定点観測のようにして、原発事故の被害地、居住制限区域などを数年、その被害状況と復興の足取りと言ったことを確認していくことが必要だと思いますが、そのような意思はあるのでしょうか。

3. 11以降、原発立地町の首長として汚染された地域は除染が本当に可能なのか、帰還困難地域に住民ははたして帰ることができるのか、長期避難で住民の気持ちはどのように変化していくのか、また放射線被ばくをされている人々は今後何らかの影響が出てくることは避けられず、その実態等を調査する必要があるかと思いますが、取り組む気持ちはありますか。

最後に、「活断層の問題について」であります。

7月27日の晩、金沢に講演に来られた元福島県知事佐藤栄佐久さんと親しく懇談する機会がありました。話の自然な流れとして、原発と知事の権限と言った点にも及びました。

断層問題に対しては、佐藤さんは、「知事が主導して、過去の経緯も含め、真実を明らかにすることは可能だ。問題提起している専門家を呼び寄せ、検

証すればよい。県知事には力がある。県民を守るためいろいろなことが出来る。」と話をしていました。ここは町ですから、知事ほど力はないとしても、知事を町長と読み替えて、活断層の存在を指摘している学者・専門家にその活断層の存在を断定する根拠といったものを聞いてもよいと私は思います。

東洋大学の渡辺教授は、反原発ではないが、志賀原発のように活断層の上に原発を造ることは許されないと繰り返し発言しております。あの保安院ですら北電の調査に疑問を抱いている訳ですから、一度きちんと見解を聞いておくことが、北陸電力の調査結果を検証する意味においても大変意義のあるものかと思えます。その意志は持ち合わせているのでしょうか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

堂下議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「耕作放棄地対策について」であります。

本町の耕作放棄地については、農業委員会で実施した農地パトロール等により、平成23年末で約150ヘクタールと把握しております。

耕作放棄地は、農地・水保全管理支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業の実施地区においては、ある程度抑制をされておりますが、実施していない地区においては、今後増加が懸念されております。耕作放棄地の増加を抑制するためには、個人の取り組みだけでは限界があり、地域ぐるみで取り組む必要があると考えております。

このような現状の中、今年度より、就農者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等、「人と農地の問題」が生じている地区において、住民による話し合いを通じて、5年後、10年後の展望を描き、問題解決をするための「未来設計図」と言うべき「人・農地プラン」の作成を進めております。すでに作成済の中山・中泉・五里峠の3地区においては、農地集積協力金・無利子融資資金・青年就農給付金等、プランを作成することによって受けられる支援制度を活用しながら、後継者不足の解消や耕作放棄地の発生抑制に取り組んでおります。

今後、町としては、耕作放棄地対策や就農環境が改善されることにより、

優良農地が保全されるよう、プランの作成を予定している地区に対し、積極的に支援をしていきたいと考えております。

なお、お話にもありましたように、JA志賀におきましても、就農者の高齢化等により離農する農家から農地を預かって耕作したり、農作業を受託する農業生産法人「JAアグリサポートしか」を近く設立する予定であり、町としても可能な支援を行っていきます。

こうしたことにより、地域・JA・行政とが一体となって、後継者不足の解消、優良農地の確保、耕作放棄地の発生抑制に努めていきたいと考えております。

(久木 拓栄議員 退席 午前11時00分)

次に、「イノシシ被害対策について」であります。

イノシシ被害につきましては、以前は白山麓周辺で被害が確認されておりましたが、近年は能登地域においても多く被害情報が寄せられています。本町におきましても、昨年度に稗造地区で1件、今年度においても8月中旬から同地区内で4件の水田への被害を確認しているところであります。

対策につきましては、昨年、第4回議会定例会でも答弁させていただきましたが、羽咋郡市有害鳥獣対策協議会と協力をし、被害箇所において、檻ワナの設置による捕獲やパトロールに取り組んでおります。

しかし、稗造地区においては、昨年度、檻ワナを設置しましたが、捕獲することができず、今年度に入って被害が拡大したため、先ほどのお話にもありました、新たな対策として、8月下旬に、試験的に電気ショックを与え、動物を追い払うシステムの電気柵を設置しております。設置後においては、新たな被害報告はなく、有効な対策であると考えられるため、現在、国の補助事業を活用し、電気柵の増設を計画しているところであります。

町としては、今後も地元と協力しながら、より効果的な被害防止に努めるとともに、他の集落においても、被害が発生した場合には、同様の対策を講じていきたいと考えております。

なお、全農石川によれば、被害にあった水田であっても、イノシシによって稲が倒されていない部分については、通常どおり収穫・出荷しても、

米の品質には問題がないとの見解が示されております。

次に、「6月の原子力防災訓練について」であります。

6月に行われた原子力防災訓練は、これまでの訓練とは異なり、5キロ圏内の保育園児の避難訓練参加や小学生を含む住民の30キロ圏外への避難を実施し、その避難方法もマイカーや自衛隊車両等による輸送方法を取り入れるなど、いろいろな想定をした、新たな成果のある訓練であったと評価しております。

しかし、悪天候の時の船舶・ヘリコプターの使用やマイカー避難に渋滞を考慮していないなど、まだまだ改善をすべき点も見受けられることから、今後も県や関係機関と協議をしながら、訓練を重ねていくことによって住民の安全・安心に繋げていきたいと考えております。

次に、「行政機能の移転に関する要望」についてであります。

行政機能の移転については、あくまで万が一の事態を想定した場合の訓練項目であります。一旦、事故が起こり避難となった場合には、住民の安全確実な避難の実施と避難先の確保はもちろんのこと、避難先においても、行政は適切な住民対応が要求をされます。

福島第一原子力発電所事故の調査に派遣した町職員が現地で聞き取りをした中でも、事故発生後は、行政機能に支障をきたす状態となり、住民対応が困難になったと聞いております。

これらのことを踏まえ、訓練後の防災担当者会議において、出席した職員の意見として、今後の訓練時に避難先での自治体窓口の設置等を県へ提案したものであり、特に長期避難生活を想定したものではありません。

しかしながら、一時的な避難であっても、最低限の住民対応を維持するためには、こうした部分的な機能移転訓練は必要であると考えております。

次に、原子力防災に関しましては、万全な防災計画を策定することは当然ではありますが、計画に基づく訓練を重ねることにより、さらに実効性を高めていくことが重要であると考えております。

私は、これまで原子力発電所の安全が確認をされない限り、再稼働を了承することはないと申し上げておりますし、国による安全が確認されれば、議会とも十分に相談をしながら判断していきたいと考えております。

続いて、「福島の実況認識について」であります。

今回の福島第一原子力発電所の事故で被災した地域については、復興の兆しが見え始めている地域もあれば、今なお 収束がつかず、集落の集団移転などを余儀なくされている地域もあります。同じ原子力発電所立地町の首長として、今回の福島の実況は、決して他人事ではなく、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりへの責任の重さを痛感しています。

事故発生後の昨年5月に、宮城県女川町、石巻などの被災地へ足を運び、現地の実況を実際に見て、地元町長などから話を聞いてまいりました。その時に、津波ハザードマップの必要性を強く感じたことから作成し、町内全戸に配布したものであります。また、11月には、原子力発電所対策特別委員会の視察に同行をして、福島県の南相馬市などを訪問し、現地の実況を確認してきました。

その後も、全国原子力発電所所在市町村協議会の役員会において、被災地である双葉町と大熊町の町長から細かく現状を伺っておりますし、今後も引き続き、情報収集に努めていきたいと考えております。

さらに、被害状況を把握するために、同協議会でワーキンググループを設置し、福島県の被災地1市5町の首長や職員から聞き取った調査の報告も受けており、今後もワーキンググループは継続して調査を実施していくことから、町が直接出向いて調査をする必要性はないと考えております。

続いて、「活断層の問題について」であります。

志賀原子力発電所1号機直下の破碎帯の調査については、現在はS-1断層がどこまで伸びているのか、位置を調査するボーリングが行われております。

(久木 拓栄議員 着席 午前11時06分)

この調査は、北陸電力が実施しても、調査計画から審査までを国が自らの責任のもとで、しっかりと検証しながら行うこととなっており、S-1断層が活断層かどうかは、最終的に国が判断して決めるものであり、町が判断できるものではないことから、議員が言われるような、町として学者・専門家の意見を聞く必要性はないものと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

堂下 健一議員 はい。

櫻井 俊一議長 5番 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 2、3ちょっと再質問したいと思います。

1点目は避難先の問題ですけれども、県の計画によりますと町内の人が2か所に分かると。そう言った場合においては、かなり役場の中でもいろんな意味でロスが大きかったりとか、二度手間になったりとか、そう言った問題がありますので、そういった問題の解消として、やっぱり町民が等しく同じ場所に行ったほうが、私はどちらかと言うといいような気がしています。その辺の見解を。

それと、現地の調査でありますけれど、これは報告書読むのと、実際自分の目で見るのと、まったく違うとは言いませんけれども、実感するのとですね、報告書を見てなるほどと言うのと、かなり開きがあると思いますので、そう言った意味では機会をつくって、きちんと現状確認するってことは大変重要なことだと思いますので、再度伺いたいと思います。

それと、活断層の問題ですけれども、やはり、これだけ賛否両論なり「あった」、「ない」といった話がかなり出てますんで、国なり保安院がやったことにかかなりいろんな意味で疑問がもたれてますし、信憑性も疑われておりますので、そう言った中においては、まったく国に足を預けてしまうというのは、問題じゃないかという思いがありますので、再度伺いたいと思います。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

堂下議員の再質問にお答えをします。

まず、災害時の避難場所についてであります。前回の防災訓練においては、県主導ということもありまして、万が一の場合2箇所ということでしたが、私自身は、災害があったときには、町民全員がですね、白山市に避難するという考えでありますので、その点をご理解をしていただきたいと思っております。

続きまして、福島の実状確認をするべきではないか、ということですが、先ほどもお答えしましたようにですね、私自身、被災地である双葉町と大熊町の町長から細かく状況を伺っているということでもありますので、そ

の現状については、やはりその首長が最もよく何もかも把握していること
と思っておりますので、私自身は情報収集に現地へ行ってする予定はござい
ませんので、ご了解を願いたいと思います。

続きまして、活断層についてであります。専門家の意見を聞くというこ
とは、やぶさかではありませんが、私自身また役場職員においても、この活
断層について専門的な知識を持っている者がいないということから、聞いて
もどうにもならないという訳ではありませんが、それについて理解をする、
或いは判断をするということは大変難しいと思っておりますので、このこと
については、国にしっかりと調査検証をしていただきたいと考えております
ので、よろしく願いをいたします。

櫻井 俊一議長 9番 越後 敏明 君。

越後 敏明議員 はい、議長。

それでは通告に従いまして、早速ですが質問に入りたいと思います。

先般、町より高浜牧場用地買収の方針が示されました。その財産取得の目
的は定住促進を図る住宅団地造成との町の説明でございます。

現在、町の施策や事業は、町民意見の調査・或いは聴取を行い、数回にわ
たりまして、町総合計画策定部会及び策定委員会の審議を経て、議会議決さ
れた基本構想に則った志賀町第1次総合計画が策定されて、実施されていま
す。

このたびの用地買収の提案方針は、新たな町の財産の取得になるわけです
が、町総合計画に計画を掲載し、開発された西山台ニュータウンには、まだ
3分の2の町有財産が開発されずに残っています。

今回、買収方針が示された対象となる土地の形状は、飛び地や凹凸があり、
ひとかたまりの区画になっていませんし、また住宅地としての重要度につい
ては、西山台ニュータウンが完売したからといって、それが即、買収予定地
の住宅地の需要に結び付くのでしょうか。

北陸新幹線の開通、能登有料道路の無料化により、その沿線市町の住民に
とっては、大変便利になります。けれども、反面、用がある時は以前よりも
容易に志賀町に帰ることができるとのことで、定住よりも人口流出に拍車が
かかるのではないかと心配する声も出ています。

計画性、或いは原則のない町政にならないためにも、定住促進施策の土地は、西山台を優先させるべきではないでしょうか。そうでなければ、町は第1次総合計画との整合性は図れるのでしょうか。また、総合計画自体は今後どうなるのでしょうか。を質問いたします。

次いで、今日は3. 11の東日本大震災より、ちょうど1年半後の日でございます。大震災以降、全国的に津波に対する地域防災計画が策定されまして、当町でも津波ハザードマップが各家庭に配布されています。当町の津波の想定の高さは、当初5メートルでしたが、従来よりも厳しい条件で見直され、津波想定の高さが6. 4メートルになったかと思えます。

このたび、住宅地としての買収目的の高浜牧場用地は、津波ハザードマップによれば、海拔が5メートル以下で、赤く塗り潰されている最も津波浸水地域が高い危険地域になっています。そして、用地の前面には、2級河川の前川が流れておりまして、津波が河川に押し寄せる特徴を考えたとき、町民の生命財産・身体を守り、安全・安心の確保が行政の最優先されるべき責務だと思いますが、この用地での住宅地の方針は適正なものなのでしょうか。

また、宅地利用以外は考えられないかをお聞きしまして、私の質問を終わります。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

越後議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「高浜牧場用地買収後の定住促進施策について」のご質問であります。ご指摘の第1次志賀町総合計画は、平成28年度を目標年次として、平成19年3月に策定をされ、これまで本計画を基本として諸施策を実施してきました。しかしながら、本計画は町の将来ビジョンと町政の在り方を示すものではありませんが、国の政策や社会情勢がめまぐるしく変化する状況下において、円滑に町政運営を行うには、その時の住民のニーズに即応した、柔軟で的確な対応が必要であります。

議員ご質問の西山台ニュータウンについてであります。平成7年度から平成11年度にわたり、36万6,795平米の用地を取得し、約4割にあたる14万2,900平米を開発し、そのうち、分譲した89区画を完売し

たことは、ご承知のとおりであります。残りの土地については、造成費などの経費をなるべくかけないような方法での利活用を、今後検討していきたいと考えております。

さて、今回高浜牧場用地の取得計画についてであります。当該用地は、高浜市街地に近接しており、交通アクセスも非常に良い環境であることや、周辺地域は、町営の松ヶ丘住宅や民間による宅地開発が進み、住宅地としての整備がされてきているなど、今後の高浜地区の市街地形成に欠くことができない土地であります。

さらに、旧カントリーエレベーター敷地であった町有地とも隣接しており、効果的な土地利用が図られ、優良住宅地として定住人口の拡大が見込まれるという利点から、若者定住促進の施策として取り組むものであります。

また、高浜小学校敷地内で統合小学校を整備することにより、教育環境の面からも優れていることや、さらには悪臭問題も解決されることとなり、市街地における快適な住環境整備が図られるものと考えております。

続きまして、高浜牧場用地に係る津波の危険性についてであります。

本年3月に見直された「石川県津波浸水想定区域図」では、高浜地区で最大津波高が4.6メートル、最大浸水標高が5メートルとなっております。一方、「志賀町津波災害ハザードマップ」では、高浜牧場の前面道路である町道高浜・羽咋線が標高5メートル未満ではありますが、住宅地として考えている用地については、5メートルから10メートル未満でありますので、津波による被害の可能性は、非常に低いと判断しております。

また、当該用地は、町道高浜・羽咋線から高浜小学校に向かって、徐々に標高が高くなっている土地の地形であるため、津波に対する安全性が確保されているものと考えております。

以上、越後議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 2番 稲岡 健太郎 君。

稲岡 健太郎議員 はい、議長。2番、稲岡 健太郎です。

通告に従いまして大きく3つのテーマで質問をさせていただきます。

本日より10日前、9月1日は関東大震災が発生した日であり、防災の日となっております。また、2日前の9月9日重陽の節句ですが、救急の日と

言うことで、救急活動について考える日と指定されております。そして、本日9月11日はみなさんの記憶にも新しいアメリカの同時多発テロの日であり、これはまた人為的な災害という意味では、大きな災害として捉える必要があるのではないかと思います。

(下池 外巳造議員 退席 午前11時22分)

以上の点を踏まえまして、本町における災害対策についてお聞きしたいと思っております。

先ほど越後議員がおっしゃられたとおり、本日9月11日をもって東日本大震災からちょうど1年と半年が経ちました。被災地では、未だ3,000人近くの方々の行方が分かっておらず、また、34万人以上の被災者の方々が不便な生活を強いられております。復興に向けて少しずつ前進する中、多くの課題が立ちふさがり、まだまだ再生への道筋が見えておりません。

そういった状況を目の当たりにして、災害に対する危機意識が国民全体に広がっており、震災以降、全国で防災意識が高まり続けております。多くの地域で自主防災組織が立ち上がり、その組織のリーダーとして注目されているのが防災士であります。

防災士制度は、阪神・淡路大震災を教訓として、「人」という資源を活用して社会全体の防災力を高めるために生まれました。災害を未然に防ぐための防災対策が講じられますが、東日本大震災以降、犠牲者を減らし、被害を少しでも小さくするための減災対策というものがクローズアップされております。地域の防災力の向上の重要性が再認識され、防災士制度への認知、期待が高まっております。

自分たちの命・財産は自分たちで守る、という「自助」の精神、近隣住民や職場の人たちと助け合う「共助」の精神、そして企業、自治体、防災機関等が協力して活動する「協働」、協力して働くと書く「協働」の精神、これら3つの基本理念を柱に活動する防災士の育成が、いま現在、多くの自治体で行われております。

本町でも県からの補助を受け、防災士養成講座の受講費用を助成していますが、現在の受講状況をお聞かせください。

また、千年に一度と言われているこのたびの大地震ですが、阪神・淡路大

震災を引き起こした兵庫県南部地震は17年前に起きました。12年前の2000年には三宅島の噴火が起き、2004年には新潟県中越地震、能登半島地震は2007年であります。2008年、岩手・宮城内陸地震、さらには今後30年以内に70パーセントの確率で発生すると言われていた南海トラフ巨大地震、また、毎年のように発生する風水害など、日本は多様な災害のある災害列島と呼ばれております。

「天災は忘れたころにやってくる」という言葉は、物理学者でもあり、随筆家でもある寺田寅彦の言葉であります。最近では、「災害は忘れる前にやってくる」と言われるそうです。忘れる間もなくやってくる災害に対して防災は常日頃考えなければならない問題です。しかし、今後発生しうる災害に備えるには、過去の災害に引きずられた一辺倒な対策だけでは十分ではなく、次に起こる可能性のある各種災害を念頭に置く必要があるのです。

(下池 外巳造議員 着席 午前11時25分)

そこでお聞きします。

本町での防災教育などの啓発活動は今後どのようなものをお考えでしょうか。また、避難場所となり得る公の施設に対し、水・非常食などの備蓄や、仮設トイレといった災害時に必要となる物資の準備等は今後される予定はあるのでしょうか。ソフト面・ハード面の両方に関しての今後の対策をお示しください。

次に、地域防災計画についてお聞きします。

その前に、これは、先日、ある町民の方から実際にあったというお話です。金沢から志賀町に観光に来ていたお客さんが、夕方5時以降ケガをしてしまった。消防署に連絡して、どの病院に行けば良いか聞くと、羽咋病院を指示された。行ってみると、その日は当直が内科の医師しかいないので、七尾の病院を紹介された。それなら帰った方が早い、との事で、お客さんは帰ってしまいました。

なぜ救急告示病院である富来病院が紹介されなかったのかはわかりませんが、いわゆる「たらい回し」のような話です。おそらくそのお客さんのケガは幸い重篤なものではなかったのですが、そのお話をしてくださった方は大変憤慨されており、「この町の医療体制はどうなっているのだ。」とおつ

しゃっておりました。

そこでお聞きしたいのは、平時の救急医療体制がこのような現状である中、災害時の避難経路や緊急時の医療体制などの地域防災計画は策定されているのでしょうか。過去の定例会において何度か町長は、「新たな国の指針や国の防災計画を基に、また、近隣自治体のものを参考に、様々なケースを想定しつつ、より現実に即した地域防災計画の見直しを行う。」と答弁されております。いま現在どこまでそれは進んでいるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

次に、災害に強いまちづくりについてお聞きしたいと思います。

先ほどの越後議員の話と重複するところもありますが、先の提案理由説明の中にあつた、住宅地の造成ですが、選定されている場所が津波ハザードマップ上では浸水想定区域内に含まれているように思います。

防災の観点からも新たにニュータウンとして計画する場所は、津波による浸水や大雨による河川の増水等による水害の危険性がない場所を選ぶべきだと考えます。また、軟弱地盤であつたり、液状化の可能性がない地盤を選定すべきです。河川の形状や海岸からの距離といった地理的な条件、あるいは地質調査などの科学的知見に基づき場所を検討したかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、小中学校での歴史の教育についてお聞きしたいと思います。

最近、新聞やテレビでは、尖閣諸島や竹島といった領土に関する問題が大きく取り沙汰されています。このことを契機に、近代以降の国の領土に関する歴史を取り上げることが多くなってきたように思います。

日本に抗議する他国民の映像や新聞報道を見ると、過激な行動で国益を守るべきだと主張する姿にしばしば圧倒されます。ここ日本でも、より愛国心を育むような教育を進めるべきだとする意見もあるようですが、ここではそれは言及いたしません。

私は、世界農業遺産に登録された、地元・能登の歴史やこの志賀町の歴史・町史を小・中学校でもっと積極的に教育すべきだと考えます。地元・能登の成り立ちやこの志賀町の成り立ちを、正しく知ること、郷土に対する理解が深まり、愛着がわき、郷土愛が育まれていくのではないのでしょうか。世界農業遺産に選定された、この能登の風土・風習はすばらしいものです。

しかしながら、他所の人にその素晴らしさを今の子供たちは誇りを持って説明できるでしょうか。

学校で能登の歴史・志賀町の町史を学ぶとともに、その風土や、そこに息づく文化・風習を理解して、そして、郷土を愛することにより、能登出身であるとか、或いは志賀町出身である、という自己を確立するのではないのでしょうか。町外、県外、そして国外においても郷土に誇りが持てるような人材を育てるためにも、また、世界農業遺産である能登を全国・世界に発信するためにも、小・中学校で地元の歴史・町史をより啓蒙すべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

最後に、志賀地区の小学校の再編成についてお尋ねします。

今年3月の第1回定例会で、町政一般質問の町長のご答弁の中で、「志賀地域の小学校統合計画について、これまで検討委員会や教育委員会等で地域の教育活動に最も適した形態について協議が重ねられ、旧高浜中学校校区で1校、旧志賀中学校校区で1校との意見集約があった。一方で、上熊野、加茂、下甘田の各保育園が平成24年度をもって廃止となるなど、地域の皆様方にとっても今後の通園、通学体系、さらには保育や就学環境は大変重要で関心があるということは十分に認識している。志賀地区の小学校の開校については、平成26年度を予定していたが、諸般の事情から平成27年度開校を目指し、調整をしている。何校になるのか、またその場所はどこになるのかについて、新年度予算には、統合小学校に係る地質調査費や設計費を予算計上しており、平成24年度の出来るだけ早い時期に方針について説明をすべく、年度内に設計を終えたいと考えている。」と説明がありました。

おっしゃられたとおり、地域の皆様の関心が非常に高いこの小学校再編計画が、今定例会の提案理由説明の中で、「これまで慎重に検討を重ねてきた結果、現在の7校を1校とし、平成28年4月の開校を目指して、高浜小学校の敷地内に統合小学校を建設することとする。」とわずかこれだけの説明で済まされております。

検討委員会や教育委員会等で2校案が出ていたのに1校になったこと、また、その場所が高浜地区であること、予定していた平成26年度から平成27年度になり、さらに今回平成28年度になったこと等、慎重に検討を重

ねてきたというその中身、つまりその結論に至った経緯と根拠に関する説明が、多くの住民に対して不十分だと感じております。今後、各校下に対して説明会等を開く予定等はあるのでしょうか。お考えをお示してください。

以上で質問を終わらせていただきます。

櫻井 俊一議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

稲岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「災害対策における防災士の資格取得及び防災教育等について」であります。

自主防災組織は、地域防災の中核をなす組織であり、災害時に有効に機能をし、円滑な避難や避難所運営を行うためには、地域の実情を十分に理解したリーダーの存在が必要不可欠であります。

このことから、地域防災力の向上を目指し、県と町で受講料を全額助成することで、地域から推薦された住民に「地域防災組織リーダー育成講座」を受講してもらい、リーダーとなる防災士の資格取得を進めております。本町においては、昨年度までに18名、本年度は16名の受講により、合計34名の防災士が登録をされておりますが、受講希望者が多くいることから、継続して防災士の育成に努めてまいりたいと考えております。

また、自主防災組織の結成状況は、まだ5団体にとどまっておりますが、組織未結成地区の防災士の皆さんと連携を図り、自主防災組織の結成を推進していきたいと考えております。

防災教育の啓発については、ケーブルテレビでの防災番組の放送及び広報誌での防災クイズなどの掲載、並びに津波避難ビル標識、標高標識の設置などで、町民の皆さんに防災への関心を持ってもらうよう努めております。また、小学校への防災に関するビデオの配布も実施をしております。

なお、防災資機材の整備については、避難所で使用する敷きマットなど、必要となる資機材を順次整備をしていきたいと考えております。また、防災訓練を実施する地域、団体への資材の提供も考えております。

次に、「地域防災計画の策定について」であります。

議員も憂慮されているとおり、災害発生時には、住民の生命と安全を守る

ため、適切な避難と迅速な医療救護が要求をされております。

本町の地域防災計画においても、災害発生時に担当部署毎の役割分担等の初動体制はもとより、「避難体制の整備」や「医療体制の整備」といった項目についても、すでに定められております。

避難経路等の詳細については、災害の種類や大きさ、避難場所により異なるため明確に規定することはできませんが、今後も特に子どもやお年寄り等の災害弱者の方も、より安全に避難ができるよう、関係機関とも連携をしながら住民の方々に周知をしていきたいと考えております。

なお、地域防災計画の見直しについても、原子力防災計画編はですね、今月中に発足をすることになっている原子力規制委員会により、今後、新たな指針等が示されると思っておりますので、それを見極めてから、今後、国・県と並行し見直し作業を進めていきたいと考えております。

続いて、「高浜牧場用地の水害や液状化などの危険性について」であります。

越後議員のご質問でもお答えをしましたが、津波については、「石川県津波浸水想定区域図」や当該用地の形状により、被害の可能性は非常に低いものと判断をしており、前面道路である町道高浜・羽咋線は新設以降、冠水をしたことはなく、降雨による水害についても問題はないものと考えております。

また、地震の震動により地下水位の高い砂地盤が液体状になる液状化現象についてであります。平成19年3月25日に発生をした震度6弱の能登半島地震では、周辺における道路の陥没や高浜牧場内の建物等には被害はなく、地割れなども発生をしなかったと聞いており、地盤についても心配ないものと考えております。

次に、「志賀地域における小学校再編について」であります。これまで、タウンミーティング等で説明させていただき、その後、各方面からのご意見も伺ってまいりました。

「志賀地域小学校統合検討委員会」や教育委員会からは、議員ご指摘のとおり、旧中学校校区の中でそれぞれ1校とのご意見がありましたが、何よりも「子供達にとって良い環境とは何か」を第一に考え、そして「将来にわたっても安全で安心できる学校づくり」のため、本年6月の全員協議会で、現在の7校を1校とし、高浜小学校敷地内に統合小学校を建設する

案を表明させていただきました。

また、志賀地域において2校で統合した場合、近い将来、再統合が必要となることが予測されることから、長期的展望に立って判断もさせていただきました。さらに、懸案とされていた「臭いの問題」についても、解消の方向で進めているところであります。

いずれに致しましても、安全で安心な、より良い環境を提供をし、子ども達には、有意義な学校生活を送るとともに、多くの友達を作ってほしいことと願っております。

ご質問の町民に対する説明についてですが、本年7月の全員協議会で、工程についてご説明させていただきましたが、今後、保護者はじめ町民の皆様に対して、こうした経緯を含めてタウンミーティング等の機会を利用し、順次説明をさせていただく予定であります。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、「町の歴史教育について」のご質問は、教育長に答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

櫻井 俊一議長 穴田教育長。

穴田 實教育長 はい、議長。

稲岡議員の「町の歴史教育について」のご質問にお答えをいたします。

ふるさと教育は、平成23年1月に策定されました「石川県教育振興計画」の最重要施策の一つとして、現在、推進をいたしております。

世界農業遺産に指定された本町にも、「大島諸願堂」「雄谷家」「旧福浦灯台」「松尾神社」等、誇るべき歴史的資産が数多くございます。このような地域の歴史を子どもたちに教え、ふるさとの良さを次世代に伝えるとともに、郷土を愛する心、国を愛する心を育てることは、学校教育におきましても推進することが重要と考えております。

その方策と致しまして、学校教育分野では、「町の歴史遺産に関する教材の開発や活用」が挙げられます。

現在、志賀町教育研究会で編纂しております小学校3、4年生の社会科の副読本「わたしたちの志賀町」を活用しまして、本町の歴史に係わる学習が行われております。今後、福浦港を中心とした「渤海国との交流」の

歴史や、昨年町の文化財に指定した「徳田燈明山古墳群」や「千浦二子塚古墳群」の歴史などを新しく取り入れ、活用することで啓発を図っていくことといたしております。

また、小中学校の総合的な学習の時間では、本町の歴史をテーマとして、調査活動等を通じて、郷土の歴史への学習が進められております。この学習におきましても、ご質問の内容をテーマに取り入れることを、各学校へ指導することで、より深く啓発をして参ります。

このように、本町の歴史的遺産に触れる活動を進めることにより、今まで以上に、ふるさとを理解し、より深く郷土を愛する心の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上で、稲岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 議案第57号ないし第70号（委員会付託）

櫻井 俊一議長 次に、町長提出 議案第57号ないし第70号を、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第3 決算特別委員会の設置、及び委員の選任、並びに町長提出 認定第1号ないし第12号（委員会付託）

櫻井 俊一議長 続いて、決算特別委員会の設置及び委員選任の件を議題といたします。お諮りします。

町長提出 認定第1号ないし第12号、平成23年度一般会計ほか11会計の決算につきましては、9名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、ただ今から配布する名簿の議員を指名したい

と思います。

(事務局が名簿を配布)

お諮りします。

ただいま配布しました名簿のとおり、

福田 晃悦 君、稲岡 健太郎 君、南 正紀 君、寺井 強 君、
堂下 健一 君、南 政夫 君、須磨 隆正 君、富澤 軒康 君、
越後 敏明 君をそれぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決しました。

なお、選任された委員は、委員会条例第9条の規定により、休憩中に第21
会議室で、決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

暫時、休憩いたします。

(午前11時46分 休憩)

(再 開)

(午前11時57分 再開)

(出席議員 16名)

1番	福 田 晃 悦
2番	稲 岡 健太郎
3番	南 正 紀
4番	寺 井 強
5番	堂 下 健 一
6番	南 政 夫
7番	下 池 外巳造
8番	須 磨 隆 正
9番	越 後 敏 明
10番	田 中 正 文
11番	富 澤 軒 康

- 12番 櫻井俊一
13番 林一夫
14番 戸坂忠寸計
15番 久木拓栄
16番 山本辰榮

櫻井 俊一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、決算特別委員会で、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告します。

決算特別委員長 寺井 強 君、
同副委員長 南 正紀 君、
以上のおり選任された旨、報告がありました。

(休 会)

櫻井 俊一議長 次に、休会の件について、お諮りします。

委員会審査等のため、明12日から20日までの9日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、明12日から20日までの9日間は、休会することに決しました。次回は、9月21日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前11時58分 散会)
